行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和5年11月1日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例( 令和5年組合条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定 めるものとする。

(用語)

- 第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (個人識別符号)
- 第3条 条例第2条第2項に規定する議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
  - (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準 が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するた めに変換した文字、番号、記号その他の符号
    - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
    - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状 によって定まる容貌
    - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
    - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
    - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の熊様
    - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
    - キ 指紋又は掌紋
  - (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
  - (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

- (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号に規定する旅券の 番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号の旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定 する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項 に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条の基礎年金番号
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号
- (II) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の 2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号の住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保 険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の 2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号 及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律( 平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを 内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
  - (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
    - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 別表に掲げる身体上の障害
    - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条 第1項に規定する発達障害を含み、イに規定するものを除く。)
    - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労 働大臣が定める程度であるもの
  - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「 医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断 その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
  - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
  - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
  - (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第5条 条例第4条第1項第10号の議長が定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 個人情報取扱事務を開始した日
  - (2) 個人情報取扱事務の一部を変更したときはその変更をした日

- (3) 取り扱う保有個人情報を利用目的以外の目的のため自ら利用する場合における当該利用に係る個人情報取扱事務の名称
- (4) 取り扱う保有個人情報を提供する場合におけるその経常的な提供先の名称
- (5) 行政文書の名称
- (6) その他個人情報の取扱いに関し必要な事項
- 2 条例第4条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務ご とに作成する個人情報取扱事務登録簿(単票)(様式第1号)の集合物とする。 (個人情報保護責任者)
- 第6条 条例第11条の個人情報保護責任者は、行田羽生資源環境組合組織規則( 令和4年組合規則第1号)第2条に規定する課の長とする。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- 第7条 条例第13条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が 定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。
    - )が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報 の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、 又は発生したおそれがある事態
  - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第13条本文の規定による通知をする場合は、前項各号に定める 事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護 するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。
  - (1) 事態の概要
  - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
  - (3) 事態の原因

- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

- 第8条 条例第17条第4項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
  - (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号の電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第9条 条例第18条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
  - (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
  - (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第10条 議長は、個人情報ファイル(条例第19条第2項各号に掲げるもの及び 同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び 第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル 簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルごとに作成する 個人情報ファイル簿(単票)(様式第2号)の集合物とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、 当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、

又はその個人情報ファイルが条例第19条第2項第1号カに該当するに至ったと きは、遅滞なく、当該個人情報ファイル簿(単票)を消除しなければならない。

- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備 えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信 の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第19条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
  - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第19条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第19条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる 個人情報ファイルとする。
  - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに規定する者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
    - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
    - イ 条例第19条第2項第1号アに規定する者又はアに規定する者の被扶養者 若しくは遺族
  - (2) 条例第19条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第19条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第 5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第19 条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイ ルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第11条 条例第21条第第1項第3号に規定する開示請求書に記載する事項として議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、 住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の 委任による代理人の別
- 2 条例第21条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第3号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

- 第12条 条例第21条第2項、第34条第2項又は第41条第2項の規定により 提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれか とする。
  - (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3の在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項の特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
  - (2) 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合は、開示請求者等は、 前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
  - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人で

あることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

- 3 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合は、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたもの とみなす。

(開示決定の通知)

- 第13条 条例第26条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
  - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第30条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
  - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示決定通知書)

- 第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定通知書(様式第4号)とする。
- 2 条例第26条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第5号)と する。

(開示決定等期限延長通知書)

第15条 条例第27条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第6号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第16条 条例第28条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第

7号)とする。

(第三者意見照会書等)

- 第17条 条例第29条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(条例第2 9条第1項適用)(様式第8号)により行うものとする。
- 2 条例第29条第2項の書面は、第三者意見照会書(条例第29条第2項適用) (様式第9号)とする。
- 3 条例第29条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第 10号)とする。
- 4 議長は、条例第29条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する 第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請 求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなけれ ばならない。
- 5 条例第29条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示請求の年月日
  - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第29条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 前項各号に掲げる事項
  - (2) 条例第29条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 7 条例第29条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第11号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

- 第18条 条例第30条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる 電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計 算機に対する指令であって、いずれかの結果を得ることができるように組み合わ されたものをいう。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあっては、議会 が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。
  - (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当 該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
  - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力

したものの閲覧又は交付

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。
  - ) により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、議長は、当該電磁的 記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があると きは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、こ れを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

- 第19条 条例第30条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書 面により行わなければならない。
  - (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
  - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
  - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
  - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、 その旨
- 2 条例第26条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第30条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの交付及び送付に要する費用)

- 第20条 条例第32条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担 する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額とする。
  - (1) 組合の設置する複写機により写しを作成する場合及び組合の設置する印刷機

により用紙に出力する場合(日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番又は B列5番の用紙を用いる場合に限る。) 白黒1面につき10円

- (2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に 要する実費
- (3) その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に 要する実費
- 2 前項に定める写しの交付に要する費用は、窓口における開示の実施にあっては 現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあっては納付書により納付し なければならない。
- 3 条例第32条第2項の写しの送付に要する費用を納める方法は、納付書で納付 する方法とする。

(訂正請求書)

- 第21条 条例第34条第1項第4号に規定する訂正請求書に記載する事項として 議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 訂正請求の年月日
  - (2) 訂正請求者の連絡先
  - (3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、 住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の 委任による代理人の別
- 2 条例第34条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第12号)に よるものとする。

(訂正決定通知書等)

- 第22条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第13号)とする。
- 2 条例第36条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第14号) とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第23条 条例第37条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第15号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第24条 条例第38条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第 16号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第25条 条例第39条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式 第17号)とする。

(利用停止請求書)

- 第26条 条例第41条第1項第4号に規定する利用停止請求書に記載する事項と して議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 利用停止請求の年月日
  - (2) 利用停止請求者の連絡先
  - (3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別
- 2 条例第41条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第1 8号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

- 第27条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第19号)と する。
- 2 条例第43条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第20 号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第28条 条例第44条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第 21号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第29条 条例第45条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第22号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第30条 条例第47条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式

第23号) により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第1 0条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この告示 の施行後遅滞なく」とする。